

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告のご案内

1. 償却資産について

（１）償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に参入されるもの

（２）償却資産の種類

資産の種類			主な償却資産の例示
1	構築物	構築物	舗装路面（構内、駐車場）、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、広告塔等
		建物附属設備	建築設備、受変電設備、自家発電設備、テナント内部造作等
2	機械及び装置		各種製造・加工・修理等の機械及び装置、土木機械、建設機械、印刷機械等
3	船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（〇及び九ナンバーの車両）、構内運搬車等
6	工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、LAN設備、応接セット、看板（ネオンサイン）、レジスター、金庫、ルームエアコン、厨房用具、冷蔵庫、医療機器、美容・理容機器等

（３）償却資産と家屋の区分

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
建築工事	内装・造作	賃借人（テナント）が施工したもの	所有者が施工したもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備等
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン	家屋と一体の設備等、屋内用照明設備
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
給排水衛生設備	給排水設備	井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等
	ガス設備	屋外設備、引込工事	屋内配管、バルブ等
	消火設備	消火器、消火設備のホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備等
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・旅館・病院等）	サービス設備以外の設備一式
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、生産ライン用リフト等	家屋と一体の設備一式
外構工事	外構工事	アスファルト舗装、門、塀、緑化施設等	

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

- ◇ 令和7年1月1日現在、笠間市内に償却資産を所有（又は貸与）している法人や個人の方
- ◇ 令和6年中に廃業・解散、又は事業所移転等により償却資産がなくなった方

(2) 申告方式

- ◇ 一品方式
前年中の増加・減少した資産のみを申告する方式 ※ 評価額等の計算は笠間市が行います。
- ◇ 合計方式
令和7年1月1日現在所有している全資産について、申告者が評価額等を計算した上で申告する方式

(3) 提出書類

- ◇ **申告される個人の方全員**
申告書に記載された個人番号が確認できる書類の写し及び本人確認書類の写しを提出してください。
- ◇ **初めて申告される方**
令和7年1月1日現在所有している全資産を、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記入して申告してください。この場合、古い資産もすべて増加資産として「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記入してください。
- ◇ **前年度に申告された方**
「申告の手引」を参考にしてください。
資産の増減がない方、廃業・解散及び転出された方、該当する資産がない方についても、整理の都合上、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の備考欄にその旨を記入し提出してください。
前年度以前から申告されている方で、eLTAX(エルタックス)を利用している又は同封されている申告書以外を使用している場合には、申告書に必ず所有者コードを記載してください。

(4) 申告の対象にならない資産

- ◇ 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型特殊自動車
- ◇ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ◇ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ◇ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
- ◇ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

(5) リース資産について

契約の内容により申告方法が異なります。

リース契約内容	資産を借りている人	資産を貸している人
《通常の賃貸借契約によるリース資産》 任期满と同時に資産が回収される場合	×	○
《実際の販売にあたるようなリース資産》 リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○	×

※平成20年4月1日以降契約の「所有権移転外ファイナンスリース」は、税務会計上売買取引となり借手側が減価償却を行います。固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

3. 税額等について

(1) 評価額の算出方法

- ◇ 前年中に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$$

$$= \text{取得価額} \times \text{前年中取得の減価残存率}$$
- ◇ 前年前に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率})$$

$$= \text{取得価額} \times \text{前年前取得の減価残存率}$$

《計算例》

取得価額 500,000 円、取得時期令和6年5月、耐用年数4年の場合

$$\begin{aligned} (R7) \text{ 評価額} &= 500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.438 \times 1 / 2) \\ &= 500,000 \text{ 円} \times 0.781 \\ &= 390,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R8) \text{ 評価額} &= 390,500 \text{ 円} \times (1 - 0.438) \\ &= 390,500 \text{ 円} \times 0.562 \\ &= 219,461 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ・資産ごとに算出した評価額の合計が課税標準額となります。
- ・毎年、この計算により評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
- ・評価額が、取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(2) 税額の算出方法

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (1.4\%)}$$

(100 円未満切捨て) …………… (1,000 円未満切捨て)

(3) 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

4回(4月、7月、12月、2月)に分けて納めていただきます。

※ 過年度分について、さかのぼって課税となった場合の納期は1回になります。

過去に取得資産が申告漏れになっていた場合は、地方税法第17条の5第5項の規定により、本来課税すべき年度(現年度含め最大5年間分)までさかのぼって課税されます。

《減価率表(減価残存率を含む)》

耐用 年数	減価率(※)	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率 (※)	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率 (※)	減 価 残 存 率	
		前年中取得 (1-減価率/ 2)	前年前取得 (1-減価 率)			前年中取得 (1-減価率/ 2)	前年前取得 (1-減価 率)			前年中取得 (1-減価率/ 2)	前年前取得 (1-減価 率)
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※ 減価率：法定耐用年数に応じた旧定率法による償却率(耐用年数省令別表第7)と同様です。

4. その他

(1) 非課税・課税標準の特例

◇地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。

- 例) ・国・県・市に無償貸与している公用又は公共用の資産
・宗教法人の宗教施設等

◇地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産は課税標準の特例措置により税負担の軽減が図られています。

(2) 実地調査協力のお願い

地方税法第353条及び408条の規定に基づき、実地調査を実施することがあります。

また、地方税法第354条の2により、税務署において法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて過年度に遡及する場合がありますので、ご注意ください。

《国税との取扱いの相違点（参考）》

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日年度）
減 価 償 却 方 法	定率法・定額法の選択制度 （建物については定額法） 定率法を選択した場合 ・H19.4.1以降に取得 定率法（250%定率法）を適用 ・H19.3.31以前に取得 旧定率法を適用	定率法（旧定率法） ・『固定資産評価基準』に定める減価率
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳	認められる	認められない
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められる	認められない
増 加 償 却	認められる	認められる
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価格の100分の5
改 良 費	原則 区分、一部合算も可	区分評価

〒309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 税務課 行

郵送で提出する場合には、点線部分を切り離し、封筒に貼るなどしてご利用ください。